

令和3年6月2日

【照会先】

政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室
調査官 城野 晴裕
室長補佐 原口 恵子
労使関係第二係（内線 7667, 7668）
（代表電話）03(5253)1111
（直通電話）03(3595)3145

令和2年労使間の交渉等に関する実態調査の概況

目 次

調査の概要	1 頁
主な用語の定義	2 頁
利用上の注意	4 頁
結果の概要	
1 労使関係についての認識	5 頁
2 正社員以外の労働者に関する状況	6 頁
3 事項別労使間の交渉に関する状況	7 頁
4 団体交渉に関する状況	8 頁
5 労働争議に関する状況	10 頁
6 今後における労使間の諸問題の解決手段	12 頁
7 労働協約に関する状況	13 頁

令和2年労使間の交渉等に関する実態調査の結果は、以下の URL（厚生労働省ホームページ）にも掲載しています。

（ <https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/list15-19.html> ）

調査の概要

1 調査の目的

本調査は、労働組合を対象として、労働環境が変化する中での労働組合と使用者（又は使用者団体）の間で行われる団体交渉、労働争議及び労働協約の締結等の実態等を明らかにすることを目的とする。

2 調査の範囲

(1) 地域

全国

(2) 産業

日本標準産業分類（平成25年10月改定）による次に掲げる16大産業

鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）

(3) 労働組合

令和元年労使関係総合調査（労働組合基礎調査）で把握した労働組合を母集団とし、上記(2)に掲げる産業に属する民営事業所における労働組合員30人以上の労働組合（単位組織組合及び単一組織組合（本部組合、連合抜組合及び支部等の単位抜組合））のうちから、産業、労働組合員数規模、都道府県、労働組合の種類別に層化して無作為に抽出した約5,200労働組合

3 調査事項

- (1) 労働組合の属性等に関する事項
- (2) 労使関係についての認識に関する事項
- (3) 正社員以外の労働者に関する事項
- (4) 労使間の交渉事項等
- (5) 団体交渉に関する事項
- (6) 労働争議に関する事項
- (7) 労使間の諸問題の解決手段に関する事項
- (8) 労働協約の締結に関する事項
- (9) 労働協約の承継に関する事項

4 調査の時期

令和2年6月30日現在の状況について、同年7月に調査を実施した。
ただし、石川県においては同年10月に調査を実施した。

5 調査の方法

厚生労働省から都道府県労政主管課及び労政主管事務所を經由して調査客体労働組合に対し調査票を配布（一部郵送を含む。）し、調査客体労働組合が調査票に記入した後、都道府県労政主管課及び労政主管事務所の職員が調査票を回収（一部郵送を含む。）して厚生労働省に郵送した。

なお、インターネットを利用したオンライン報告方式を併用している。

6 集計・推計方法

産業、労働組合員数規模等の区分ごとに復元倍率を算出し、復元倍率を用いて集計した結果から構成比等を算出した。

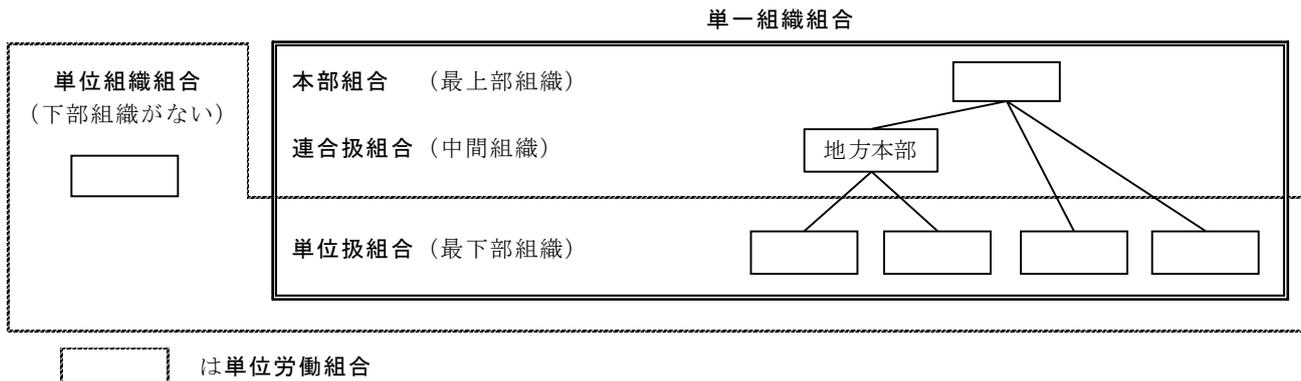
7 調査機関

厚生労働省－都道府県労政主管課－労政主管事務所－労働組合

8 調査客体数、有効回答数及び有効回答率

調査客体数 5,161 有効回答数 3,335 有効回答率 64.6%

主な用語の定義



「単位組織組合」

規約上労働者が当該組織に個人加入する形式をとり、かつ、その内部に独自の活動を行うことができる下部組織（支部、分会等）を持たない労働組合をいう（上図参照）。

「単一組織組合」

規約上労働者が当該組織に個人加入する形式をとり、かつ、その内部に独自の活動を行うことができる下部組織（支部、分会等）を持つ労働組合をいう（上図参照）。

「本部組合」

「単一組織組合」のうち、最上部組織をいう（上図参照）。

「連合扱組合」

「単一組織組合」のうち、最上部組織に当たる「本部組合」と最下部組織に当たる「単位扱組合」の中間に位置する労働組合で、地方本部、地区本部等をいう（上図参照）。

「単位扱組合」

「単一組織組合」のうち、最下部組織をいう（上図参照）。

「単位労働組合」

「単位組織組合」と「単位扱組合」をいう（上図参照）。

「正社員」

事業所において正社員とする者をいう。勤務延長者（定年年齢に到達後も退職することなく引き続き雇用されている者）及び他社からの出向社員を含む。

「パートタイム労働者」

正社員以外の労働者で、雇用期間の定めの有無にかかわらず、以下のいずれかに該当する者をいう。ただし、派遣労働者を除く。

- ① 1日の所定労働時間が一般労働者より短い者
- ② 1日の所定労働時間が一般労働者と同じであっても、1週間の所定労働日数が一般労働者よりも少ない者
- ③ パートタイマー、パート等と呼ばれている者

「有期契約労働者」

正社員以外の労働者で、例えば3か月や1年など期間を定めた契約で雇用される者をいう。ただし、パートタイム労働者、派遣労働者、日々雇われている者、当該事業所を出向先とする出向社員及び嘱託労働者を除く。

「嘱託労働者」

定年退職者等を一定期間再雇用する目的で契約し雇用される者をいう。

「派遣労働者」

労働者派遣法(注)に基づき労働者派遣事業を行っている派遣元事業所から派遣されてきている労働者をいう。

(注)正式名称は、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」

「組織率」

労働組合に所属する労働組合員数を、労働組合員が所属する事業所の全労働者数で除した割合をいう。なお、事業所の全労働者数には、管理職、パートタイム労働者、臨時労働者等を含む。

「企業外上部組織（産業別組織）」

産業別組織は、同一の産業の労働者で構成される労働組合の組織をいい、協議体組織、連合体組織を含む。また、産業別組織の地方組織も含む。

「企業外上部組織（地域別組織）」

地域別組織は、地方連合、地方全労連、地方全労協等の地方（都道府県別）組織又は、連合地域組織、地区労、地区同盟、全労連地域組織等の地域組織をいい、協議体組織、連合体組織を含む。なお、産業別組織の地方組織は、ここでいう地域別組織に含まない。

「労使協議機関」

経営・生産・労働条件・福利厚生等の事項を労使で協議するための常設的な機関をいい、労使協議会、経営協議会等の名称で通常呼ばれているものがこれに当たる。労使協議機関は本社にあり、その下部組織の専門委員会（生産性委員会、福利厚生委員会、安全・衛生委員会等）が事業所に設置されている場合も含む。

「苦情処理機関」

賃金、配置転換、日常の作業条件等について、従業員個人の苦情を解決するための労使代表で構成される常設機関をいう。

「労働協約」

労使間で結ばれる労働条件その他に関する取決めを書面により両当事者が署名又は記名押印して作成したものをいう。

「労働争議」

労働組合と使用者側との間で労働関係に関する主張が一致しないで、争議行為が発生若しくは第三者機関が関与したもの（労働委員会によるあっせん、調停、仲裁や都道府県労政主管課及び労政主管事務所の職員による助言等）をいう。

「争議行為」

同盟罷業（ストライキ）、怠業（サボタージュ）、作業所閉鎖（ロックアウト）、その他労働関係の当事者がその主張を貫徹することを目的として行う行為及びこれに対抗する行為であって、業務の正常な運営を阻害するものをいう。なお、いわゆる政治スト、支援スト等は含まない。

「予告」

争議行為の開始にあたり、一定日時以前に争議行為の開始日時、期間、目的、参加人員、争議行為の態様等について予告を行うことをいう。

「予告期間」

争議行為開始時刻前、最低必要な時間又は日数をいう。

「企業組織の再編・事業部門の縮小等」

企業の合併、営業・資産の譲受、会社の買収、他社との合併、会社分割、子会社の売却・清算、施設の撤去及び事業部門の撤退・縮小等をいう。

「労働協約の規範的部分」

労働協約のうち、労働条件その他労働者の待遇を定める部分をいう。

「労働協約の債務的部分」

労働協約のうち、上記の規範的部分以外の部分をいう。例えば、組合組織に関する事項（非組合員の範囲、ユニオン・ショップ、唯一交渉団体等）、組合活動に関する事項（就業時間中の組合活動、組合の企業施設利用、組合専従者の取扱い、チェック・オフ等）、団体交渉に関する事項（団体交渉事項、団体交渉の手続き・運営、交渉委任禁止等）、労働争議に関する事項（争議調整、争議行為の予告、争議行為の不参加者、争議行為中の遵守事項等）等をいう。

利用上の注意

- 1 本調査は、調査体系の見直しにより、従来の「労働組合実態調査」、「労働組合活動実態調査」、「労働協約等実態調査」及び「団体交渉と労働争議に関する実態調査」を再編したものである。
- 2 統計表中の「平成 27 年調査」は平成 27 年「労使間の交渉等に関する実態調査」を、「平成 29 年調査」は平成 29 年「労使間の交渉等に関する実態調査」を、「平成 30 年調査」は平成 30 年「労働組合活動等に関する実態調査」をそれぞれ指す。
- 3 平成 27 年調査、平成 29 年調査は「本部組合」、「連合扱組合」及び「単位労働組合」を、平成 30 年調査は「本部組合」及び「単位労働組合」を調査対象としている。
過去の調査の数値は、原則として本調査と調査対象範囲が同一で比較が可能なもののみを掲載している。
- 4 本調査は標本調査であるので、母集団に復元したものを調査結果として表章している。
- 5 統計表に用いている記号は次のとおりである。
 - (1) 「0.0」は、表章単位数値未満のものを示す。
 - (2) 「-」は、該当数値がないものを示す。
 - (3) 「・」は、項目があり得ないものを示す。
 - (4) 「…」は、上記以外で数値がないもの、又は、数値を表章することが適当でないものを示す。
 - (5) 数値の右に「*」が付されているものは、分母となるサンプル数が 1 以上 3 未満のものを示し、統計の精度に問題があるため、利用する際は注意を要する。
- 6 統計表等の数値は、表章単位未満を四捨五入しており、項目の和が計の数値に合わないことがある。

結果の概要

1 労使関係についての認識【本部組合及び単位労働組合】

使用者側との労使関係の維持についての認識をみると、「安定的に維持されている」51.1%（平成30年調査53.1%）、「おおむね安定的に維持されている」38.8%（同38.2%）であり、「安定的」と認識している労働組合は89.9%（同91.3%）、「どちらともいえない」6.3%（同5.2%）、「やや不安定である」2.4%（同1.4%）、「不安定である」1.2%（同1.6%）となっている（第1表）。

第1表 使用者側との労使関係の維持についての認識別割合（本部組合及び単位労働組合）

区 分	計	（単位：％） 令和2年 労 使 関 係 の 維 持 に つ い て の 認 識								
		安 定 的	安 定 的 に 維 持 さ れ ている	お お む ね 安 定 的 に 維 持 さ れ ている	ど ち ら と も い え ない	不 安 定	や や 不 安 定 で ある	不 安 定 で ある	不 明	
本部組合及び単位労働組合計	[100.0]	100.0	89.9	51.1	38.8	6.3	3.6	2.4	1.2	0.3
＜ 企 業 規 模 ＞										
5,000 人 以 上	[20.9]	100.0	94.1	67.8	26.3	2.9	3.0	2.1	0.8	0.0
1,000 ～ 4,999 人	[22.5]	100.0	90.1	56.9	33.2	5.7	3.9	3.8	0.1	0.3
500 ～ 999 人	[10.6]	100.0	90.3	51.6	38.7	7.4	2.3	0.6	1.7	0.1
300 ～ 499 人	[10.7]	100.0	89.6	41.7	47.8	7.1	3.3	1.0	2.4	-
100 ～ 299 人	[23.3]	100.0	88.9	42.8	46.1	6.1	4.7	3.2	1.5	0.2
30 ～ 99 人	[12.0]	100.0	84.2	35.3	48.8	11.7	2.9	1.2	1.7	1.2
＜ 労 働 組 合 の 種 類 ＞										
単 位 労 働 組 合	[94.7]	100.0	89.5	50.1	39.5	6.5	3.6	2.4	1.2	0.3
単 位 組 織 組 合	[43.3]	100.0	86.7	45.9	40.8	8.4	4.3	2.3	2.0	0.5
支 部 等 の 単 位 扱 組 合	[51.4]	100.0	91.9	53.6	38.3	4.9	3.0	2.5	0.5	0.1
本 部 組 合	[5.3]	100.0	96.3	69.7	26.6	1.4	2.2	1.8	0.3	0.2
連 合 扱 組 合		100.0	90.8	49.6	41.2	6.7	2.5	1.7	0.8	-
本 部 組 合 、 連 合 扱 組 合 及 び 単 位 労 働 組 合 計		100.0	89.9	51.1	38.8	6.3	3.5	2.4	1.2	0.3
平 成 30 年 調 査 計		100.0	91.3	53.1	38.2	5.2	3.0	1.4	1.6	0.5

注：[] 内は、本部組合及び単位労働組合の計を100とした「企業規模」「労働組合の種類」別の構成割合である。

2 正社員以外の労働者に関する状況【本部組合及び単位労働組合】

(1) 正社員以外の労働者の組合加入資格、組合員の有無

事業所に正社員以外の労働者がいる労働組合について、労働者の種類別に「組合加入資格がある」をみると、「パートタイム労働者」38.2%（平成30年調査35.6%）、「有期契約労働者」41.4%（同39.9%）、「嘱託労働者」37.4%（同35.6%）、「派遣労働者」6.1%（同5.2%）となっている。

また、労働者の種類別の「組合員がいる」についてみると、「パートタイム労働者」29.5%（同28.6%）、「有期契約労働者」31.5%（同31.1%）、「嘱託労働者」30.4%（同29.2%）、「派遣労働者」1.2%（同1.3%）となっている。（第2表）

第2表 正社員以外の労働者の組合加入資格の有無及び組合員の有無別割合（本部組合及び単位労働組合）

区 分	事業所に当該労働者がいる計 1)	組 合 加 入 資 格 の 有 無			
		組合加入資格がある 2)	組 合 員 の 有 無		組合加入資格がない
			組合員がいる	組合員はいない	
令和2年調査					
パートタイム労働者	100.0	38.2	29.5	8.5	61.8
有期契約労働者	100.0	41.4	31.5	9.3	58.1
嘱託労働者	100.0	37.4	30.4	6.4	62.6
派遣労働者	100.0	6.1	1.2	4.9	93.6
平成30年調査					
パートタイム労働者	100.0	35.6	28.6	6.8	64.2
有期契約労働者	100.0	39.9	31.1	8.2	59.7
嘱託労働者	100.0	35.6	29.2	5.9	63.9
派遣労働者	100.0	5.2	1.3	3.8	94.6

注：1)組合加入資格の有無「不明」を含む。

2)組合員の有無「不明」を含む。

(2) 正社員以外の労働者に関する事項別話合いの状況

過去1年間（令和元年7月1日から令和2年6月30日の期間）に、正社員以外の労働者に関して使用者側と話合いが持たれた事項（複数回答）をみると、「同一労働同一賃金に関する事項」40.5%（平成30年調査15.4%注7）が最も高く、次いで「正社員以外の労働者（派遣労働者を除く）の労働条件」38.3%（同38.9%）、「正社員以外の労働者（派遣労働者を含む）の正社員への登用制度」23.8%（同24.4%）などとなっている。

「正社員以外の労働者（派遣労働者を除く）の労働条件」を事項別にみると、「賃金に関する事項」31.7%（同30.2%）が最も高くなっている。（第3表）

第3表 過去1年間に使用者側と正社員以外の労働者に関する話合いが持たれた事項別割合（本部組合及び単位労働組合）

区 分	計	複数回答（単位：％） 令和2年											
		過去1年間に使用者側と正社員以外の労働者に関する事項について話合いが持たれた	パートタイム労働者の雇入れに関する事項 1)	有期契約労働者の雇入れに関する事項 1)	正社員以外の労働者（派遣労働者を含む）の正社員への登用制度 2)	正社員以外の労働者（派遣労働者を含む）の通知 2)	正社員以外の労働者（派遣労働者を含む）の労働条件 2)	賃金に関する事項 3)	教育訓練に関する事項 3)	福利厚生に関する事項 3)	雇止めに関する事項 4)	契約の締結・更新・更新に関する事項 4)	派遣労働者に関する事項 5)
本部組合及び単位労働組合計	100.0	56.5	19.9	17.4	23.8	12.9	38.3	31.7	17.9	26.6	19.5	13.5	40.5
＜ 企 業 規 模 ＞													
5,000 人以上	100.0	60.8	24.7	23.8	23.0	12.5	43.8	36.7	22.1	32.8	25.3	13.2	42.7
1,000 ～ 4,999 人	100.0	64.3	23.4	19.0	26.7	13.6	44.8	37.5	21.9	35.4	22.2	18.6	52.8
500 ～ 999 人	100.0	58.8	16.3	15.5	19.2	14.4	39.1	33.8	15.3	24.2	14.3	12.7	46.8
300 ～ 499 人	100.0	51.0	17.2	16.5	20.6	11.1	36.3	30.3	15.3	21.0	18.1	8.5	35.7
100 ～ 299 人	100.0	48.3	16.2	11.4	22.5	12.6	30.5	25.0	15.6	21.1	15.0	10.7	31.9
30 ～ 99 人	100.0	53.4	17.9	17.7	29.3	13.7	33.1	24.5	12.1	17.2	18.7	14.7	29.4
＜ 労 働 組 合 の 種 類 ＞													
単 位 組 合	100.0	56.0	19.8	17.1	23.4	13.0	37.8	31.2	17.6	26.2	19.2	13.2	39.6
単 位 組 織 組 合	100.0	56.8	19.4	16.2	22.6	12.7	36.9	30.1	15.4	24.4	17.5	14.1	38.1
支 部 等 の 単 位 組 合	100.0	55.3	20.2	17.8	24.0	13.2	38.5	32.1	19.5	27.7	20.5	12.4	40.9
本 部 組 合	100.0	65.5	21.5	23.8	31.2	12.3	48.6	41.3	22.3	33.6	25.1	18.4	56.8
平 成 30 年 調 査 計	100.0	51.3	18.7	21.0	24.4	13.0	38.9	30.2	14.3	19.6	17.9	14.3	15.4

注：過去1年間とは、令和元年7月1日から令和2年6月30日までをいう。

1) 雇入れを行おうとする職務等に関する事項を含む。

2) 正社員との均衡を考慮した待遇に関することなどをいう。

3) 賃金制度（賃金の決め方、支払い方法等）、賃金額（基本給、諸手当及び賞与・一時金）、賃金額の改定、賃金の最低額及び退職給付に関する事項をいう。

4) 契約締結時の契約更新の有無の明示、契約を更新する場合又は更新しない場合の判断基準の明示、雇止めの予告、雇止め理由の明示などに関する事項をいい、雇用期間の定めのある者に限る。

5) 受け入れ時における事前協議を含む。

6) 教育訓練、福利厚生等を含む。

7) 平成30年調査は、正社員以外の労働者（派遣労働者を除く）の労働条件の賃金に関する事項のうち「正社員との同一労働同一賃金に関する事項」の数値である。

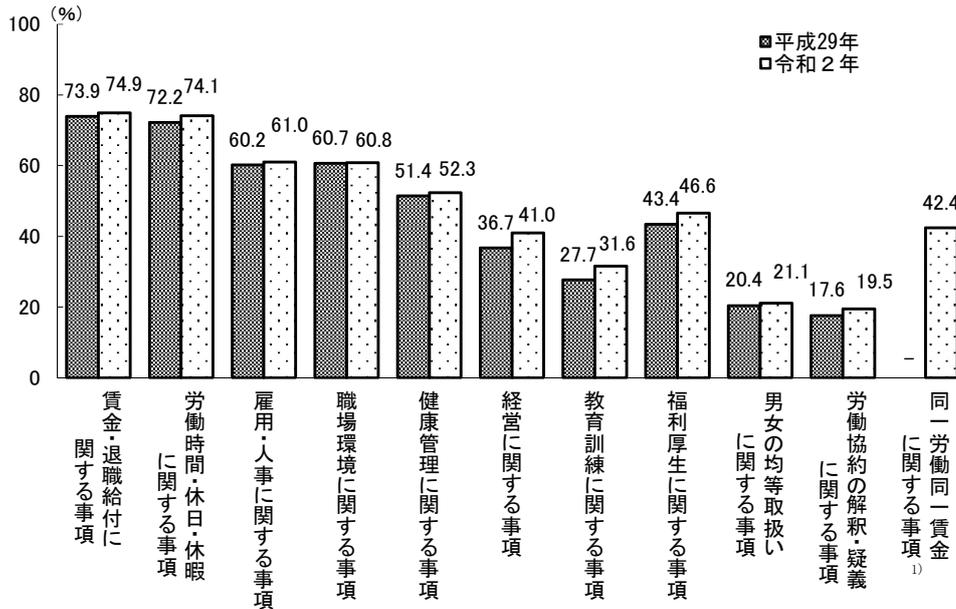
3 事項別労使間の交渉に関する状況

過去3年間（平成29年7月1日から令和2年6月30日の期間。以下同じ。）において、「何らかの労使間の交渉があった」事項をみると、「賃金・退職給付に関する事項」74.9%（平成29年調査73.9%）、「労働時間・休日・休暇に関する事項」74.1%（同72.2%）、「雇用・人事に関する事項」61.0%（同60.2%）などとなっている（図1）。

事項別に「何らかの労使間交渉があった」組合のうち、「使用者側と話し合いが持たれた」割合をみると「賃金額」92.1%、「職場環境に関する事項」90.3%、「賃金制度」89.4%などとなっている。

また、「何らかの労使間の交渉があった」結果、「労働協約の改定がなされた又は新たに労働協約の規定が設けられた」とする割合を事項別にみると、「育児休業制度、介護休業制度、看護休暇制度」37.5%（同39.9%）が最も高く、次いで「賃金額」37.1%（同36.0%）、「賃金制度」33.3%（同34.3%）などとなっている。（第4表）

図1 過去3年間における何らかの労使間の交渉があった事項別割合（複数回答）



注：過去3年間とは、平成29年7月1日から令和2年6月30日までをいう。
平成29年調査は「同一労働同一賃金に関する事項」を調査していない。
1) 教育訓練、福利厚生等を含む。

第4表 過去3年間における労使間の交渉形態等の状況別割合

(単位：%)令和2年

事項	何らかの労使間の交渉があった計	労使間の交渉形態（複数回答）					労働協約の改定がなされた又は新たに労働協約の規定が設けられた	
		使用者側と話し合いが持たれた	団体交渉が行われた	労使協議機関での話し合いが行われた	労働争議が生じた	使用者側から一方的に説明・報告・通知等がなされた	令和2年	平成29年
賃金・退職給付に関する事項								
賃金制度	100.0	89.4	50.4	31.4	0.7	3.5	33.3	34.3
賃金額	100.0	92.1	60.8	31.8	0.7	2.8	37.1	36.0
配偶者手当	100.0	83.3	38.7	32.6	-	2.6	24.0	21.0
退職給付（一時金・年金）	100.0	89.1	45.3	37.9	1.0	3.0	30.5	23.0
労働時間・休日・休暇に関する事項								
所定内労働時間	100.0	87.1	35.5	34.7	0.7	1.8	28.0	24.9
所定外・休日労働	100.0	86.8	33.0	41.1	0.7	1.9	25.8	20.9
休日・休暇 ¹⁾	100.0	88.7	40.4	38.6	0.6	3.0	32.7	37.4
育児休業制度、介護休業制度、看護休暇制度	100.0	84.6	36.8	37.6	0.3	4.4	37.5	39.9
雇用・人事に関する事項								
要員計画・採用計画	100.0	81.5	21.2	39.9	-	8.0	6.6	6.0
雇用の維持・解雇	100.0	80.3	19.9	37.6	0.3	4.4	13.3	13.8
配置転換・出向	100.0	80.2	15.5	38.0	0.5	6.3	11.0	7.1
昇進・昇格・懲戒処分	100.0	81.7	17.6	40.0	0.1	8.5	11.7	11.3
人事考課制度（慣行的制度を含む）	100.0	83.0	24.6	37.3	0.2	6.1	17.7	19.7
定年制・再雇用・勤務延長	100.0	87.0	30.1	39.5	0.2	2.8	18.5	18.8
職場環境に関する事項								
職場環境に関する事項	100.0	90.3	25.9	39.7	0.2	1.2	10.5	6.0
健康管理に関する事項								
健康管理に関する事項	100.0	86.9	23.2	37.6	0.1	3.4	10.5	10.8
経営に関する事項								
企業組織の再編・事業部門の縮小等	100.0	79.2	18.9	43.3	0.2	10.3	10.7	11.7
教育訓練に関する事項								
教育訓練に関する事項	100.0	81.1	18.0	35.8	0.1	4.9	9.0	7.8
福利厚生に関する事項								
福利厚生に関する事項	100.0	86.3	29.2	40.8	0.1	4.0	20.2	14.3
男女の均等取扱いに関する事項								
男女の均等取扱いに関する事項	100.0	79.4	17.8	39.8	0.1	3.2	17.5	14.3
労働協約の解釈・疑義に関する事項								
労働協約の解釈・疑義に関する事項	100.0	82.2	21.4	39.7	2.7	3.0	22.5	23.9
同一労働同一賃金に関する事項²⁾								
同一労働同一賃金に関する事項 ²⁾	100.0	88.5	23.7	38.6	0.2	1.6	17.9	-

注：過去3年間とは、平成29年7月1日から令和2年6月30日までをいう。

- 1) 育児休業制度、介護休業制度、看護休暇制度を除く。
2) 教育訓練、福利厚生等を含む。

4 団体交渉に関する状況

(1) 団体交渉の有無及び交渉形態

過去3年間において、使用者側との間で行われた団体交渉の状況をみると、「団体交渉を行った」70.5%（平成29年調査67.5%）、「団体交渉を行わなかった」29.4%（同32.0%）となっている。

「団体交渉を行った」労働組合について、交渉形態（複数回答）をみると、「当該労働組合のみで交渉」85.3%（同83.9%）が最も多く、次いで「企業内上部組織又は企業内下部組織と一緒に交渉」12.4%（同12.4%）、「企業外上部組織（産業別組織）と一緒に交渉」4.4%（同4.3%）などとなっている。（第5表）

第5表 過去3年間における団体交渉の有無及び交渉形態別割合

(単位：%) 令和2年

区 分	計	団体交渉を行った		交渉形態（複数回答）					団体交渉を行わなかった
				当該労働組合のみで交渉	企業内上部組織又は企業内下部組織と一緒に交渉	企業外上部組織（産業別組織）と一緒に交渉	企業外上部組織（地域別組織）と一緒に交渉	その他	
計	100.0	70.5	(100.0)	(85.3)	(12.4)	(4.4)	(2.0)	(0.6)	29.4
< 企業規模 >									
5,000人以上	100.0	51.8	(100.0)	(81.2)	(18.6)	(3.3)	(0.2)	(0.3)	48.2
1,000～4,999人	100.0	64.3	(100.0)	(82.0)	(17.2)	(3.7)	(1.7)	(0.2)	35.2
500～999人	100.0	72.6	(100.0)	(79.2)	(19.3)	(4.1)	(2.4)	(1.5)	27.4
300～499人	100.0	83.5	(100.0)	(90.1)	(8.5)	(3.3)	(2.3)	(1.0)	16.5
100～299人	100.0	81.2	(100.0)	(87.1)	(6.6)	(8.1)	(3.8)	(0.7)	18.8
30～99人	100.0	82.0	(100.0)	(91.8)	(7.0)	(0.9)	(0.7)	(0.2)	18.0
< 労働組合の種類 >									
単位労働組合	100.0	69.9	(100.0)	(85.0)	(12.2)	(4.5)	(2.0)	(0.6)	30.0
単位組織組合	100.0	82.6	(100.0)	(96.2)	(-)	(5.3)	(1.0)	(0.6)	17.4
支部等の単位扱組合	100.0	59.1	(100.0)	(71.9)	(26.5)	(3.7)	(3.3)	(0.5)	40.6
連合扱組合	100.0	61.3	(100.0)	(76.7)	(19.2)	(2.7)	(4.1)	(-)	38.7
本部組合	100.0	86.0	(100.0)	(91.9)	(13.2)	(2.9)	(1.1)	(1.2)	14.0
平成29年調査計	100.0	67.5	(100.0)	(83.9)	(12.4)	(4.3)	(1.3)	(1.1)	32.0

注：過去3年間とは、平成29年7月1日から令和2年6月30日までをいう。

() 内は、団体交渉を行った労働組合に対する割合である。

1) 団体交渉の有無「不明」を含む。

2) 団体交渉の交渉形態「不明」を含む。

(2) 団体交渉の1年平均交渉回数

過去3年間に団体交渉を行った労働組合について、団体交渉の1年平均交渉回数をみると、「3～4回」34.5%（平成29年調査36.4%）が最も多く、次いで「1～2回」30.9%（同27.0%）、「5～9回」23.9%（同21.3%）などとなっている（第6表）。

第6表 過去3年間における団体交渉の1年平均交渉回数別割合

(単位：%) 令和2年

区 分	団体交渉を行った計	1年平均交渉回数					
		1～2回	3～4回	5～9回	10～19回	20回以上	不明
計	100.0	30.9	34.5	23.9	8.0	2.2	0.4
< 企業規模 >							
5,000人以上	100.0	42.9	28.4	15.4	8.0	4.1	1.2
1,000～4,999人	100.0	30.7	34.6	19.7	12.4	2.0	0.7
500～999人	100.0	24.7	27.1	38.3	9.3	0.6	-
300～499人	100.0	38.9	26.0	23.2	9.4	2.3	0.2
100～299人	100.0	25.9	40.4	26.0	5.4	2.2	0.1
30～99人	100.0	24.7	44.1	25.3	4.1	1.4	0.3
< 労働組合の種類 >							
単位労働組合	100.0	31.1	34.8	23.6	8.1	2.0	0.4
単位組織組合	100.0	30.1	36.7	23.2	8.1	1.5	0.4
支部等の単位扱組合	100.0	32.2	32.6	24.1	8.1	2.6	0.5
連合扱組合	100.0	28.8	21.9	23.3	13.7	9.6	2.7
本部組合	100.0	29.0	35.1	28.6	5.2	2.1	-
平成29年調査計	100.0	27.0	36.4	21.3	9.1	4.3	1.9

注：過去3年間とは、平成29年7月1日から令和2年6月30日までをいう。

(3) 団体交渉を行わなかった理由

過去3年間に団体交渉を行わなかった労働組合について、その理由をみると、「上部組織又は下部組織が団体交渉を行うことになっているから」57.5%（平成29年調査52.3%）が最も高く、次いで「労使協議機関で話し合いができたから」18.8%（同22.8%）、「団体交渉を行う案件がなかったから」17.7%（同16.1%）となっている（第7表）。

第7表 過去3年間に団体交渉を行わなかった理由別割合

（単位：％）令和2年

区 分	団体交渉を行わなかった計 1)	団体交渉を行わなかった理由			
		団体交渉を行う案件がなかったから	労使協議機関で話し合いができたから	上部組織又は下部組織が団体交渉を行うことになっているから 2)	その他
計	100.0	17.7	18.8	57.5	3.8
＜ 企 業 規 模 ＞					
5,000 人 以 上	100.0	5.5	13.4	77.7	1.2
1,000 ～ 4,999 人	100.0	8.6	17.9	69.0	0.8
500 ～ 999 人	100.0	21.2	23.6	51.3	3.9
300 ～ 499 人	100.0	41.4	11.9	46.2	0.2
100 ～ 299 人	100.0	42.4	31.6	8.0	15.8
30 ～ 99 人	100.0	36.5	21.8	34.4	6.0
＜ 労 働 組 合 の 種 類 ＞					
単 位 労 働 組 合	100.0	17.6	18.0	58.3	3.9
単 位 組 織 組 合	100.0	39.5	40.3	9.2	9.3
支 部 等 の 単 位 扱 組 合	100.0	9.7	9.9	76.0	1.9
連 合 扱 組 合	100.0	8.7	10.9	76.1	2.2
本 部 組 合	100.0	32.7	61.5	2.4	2.3
平 成 29 年 調 査 計	100.0	16.1	22.8	52.3	3.1

注：過去3年間とは、平成29年7月1日から令和2年6月30日までをいう。

1) 団体交渉を行わなかった理由「不明」を含む。

2) 調査客体労働組合は団体交渉を行わず、調査客体労働組合の上部組織や下部組織が団体交渉を行うことになっている場合のほか、実際に、調査客体労働組合は団体交渉を行わなかったが、調査客体労働組合の上部組織や下部組織が団体交渉を行った場合をいい、上部組織は企業内上部組織だけでなく、企業外上部組織（産業別組織・地域別組織）を含む。

5 労働争議に関する状況

(1) 労働争議の有無、争議行為と第三者機関の関与の状況

過去3年間において、労働組合と使用者との間で発生した労働争議の状況をみると、「労働争議があった」2.7%（平成29年調査1.8%）、「労働争議がなかった」97.2%（同98.0%）となっている。

また、過去3年間に労働争議があった労働組合について、争議行為と第三者機関の関与の状況をみると、「争議行為と第三者機関の関与があった」32.7%（同26.0%）、「争議行為のみで第三者機関の関与がなかった」49.8%（同56.4%）、「第三者機関の関与のみで争議行為がなかった」16.1%（同17.6%）となっている。（第8表）

第8表 過去3年間における労働争議の有無、争議行為と第三者機関の関与の状況別割合

区分	計	争議行為と第三者機関の関与の状況						労働争議がなかった
		労働争議があった		争議行為がなかった	争議行為と第三者機関の関与があった	争議行為のみで第三者機関の関与がなかった	第三者機関の関与のみで争議行為がなかった	
		1)	2)					
計	100.0	2.7	(100.0)	(82.5)	(32.7)	(49.8)	(16.1)	97.2
＜ 企業規模 ＞								
5,000人以上	100.0	1.9	(100.0)	(72.5)	(32.5)	(40.0)	(18.5)	98.1
1,000～4,999人	100.0	1.7	(100.0)	(75.9)	(14.6)	(61.3)	(24.1)	97.8
500～999人	100.0	2.6	(100.0)	(81.0)	(65.2)	(15.8)	(19.0)	97.4
300～499人	100.0	6.0	(100.0)	(80.6)	(-)	(80.6)	(19.4)	94.0
100～299人	100.0	3.8	(100.0)	(92.7)	(51.0)	(41.7)	(7.3)	96.2
30～99人	100.0	0.7	(100.0)	(75.1)	(65.9)	(9.2)	(24.9)	99.3
＜ 労働組合の種類 ＞								
単位労働組合	100.0	2.7	(100.0)	(84.0)	(33.2)	(50.7)	(14.6)	97.2
単位組織組合	100.0	3.4	(100.0)	(85.4)	(43.7)	(41.7)	(14.6)	96.6
支部等の単位別組合	100.0	2.1	(100.0)	(82.0)	(18.7)	(63.3)	(14.5)	97.7
連合別組合	100.0	4.2	(100.0)	(60.0)	(20.0)	(40.0)	(40.0)	95.8
本部組合	100.0	1.2	(100.0)	(60.0)	(31.3)	(28.7)	(40.0)	98.8
平成29年調査計	100.0	1.8	(100.0)	(82.4)	(26.0)	(56.4)	(17.6)	98.0

注：過去3年間とは、平成29年7月1日から令和2年6月30日までをいう。

() 内は、労働争議があった労働組合に対する割合である。

1) 労働争議の有無「不明」を含む。

2) 労働争議の第三者機関の関与の状況「不明」を含む。

(2) 労働争議がなかった理由

過去3年間に労働争議がなかった労働組合について、その理由（複数回答 主なもの3つまで）をみると、「対立した案件がなかったため」55.8%（平成29年調査53.7%）が最も高く、次いで「対立した案件があったが話し合いで解決したため」34.7%（同38.5%）、「対立した案件があったが労働争議に持ち込むほど重要性がなかったため」12.5%（同11.7%）となっている（第9表）。

第9表 過去3年間に労働争議がなかった理由別割合

区分	労働争議がなかった計	労働争議がなかった理由（複数回答 主なもの3つまで）									その他
		対立した案件がなかったため	対立した案件があったが話し合いで解決したため	対立した案件があったが労働争議に持ち込むほど重要性がなかったため	労使関係の悪化を懸念したため	労働争議に持ち込むことによる企業収益の悪化が見込まれるため	労働争議に持ち込むことによる社会的影響、批判を考慮したため	労働争議に持ち込んで成果が得られないと判断したため	上部組織のみで又は下部組織のみで労働争議を行ったため	労働争議に持ち込むことに組合員の同意が得られなかったため	
計	100.0	55.8	34.7	12.5	7.3	4.1	3.3	8.7	4.5	0.5	3.0
＜ 企業規模 ＞											
5,000人以上	100.0	52.3	37.8	13.0	1.5	0.8	4.4	5.9	10.9	1.2	4.3
1,000～4,999人	100.0	57.7	32.0	10.3	7.7	2.9	3.8	6.7	3.4	0.7	1.8
500～999人	100.0	57.7	36.8	12.1	7.2	1.2	3.8	4.9	5.2	0.4	0.4
300～499人	100.0	52.8	37.8	22.1	12.7	9.0	2.8	14.7	-	0.2	0.5
100～299人	100.0	54.7	36.9	12.4	7.7	6.6	3.0	9.8	0.7	-	4.8
30～99人	100.0	61.3	25.6	8.2	11.8	6.2	1.0	13.2	5.5	0.2	4.1
＜ 労働組合の種類 ＞											
単位労働組合	100.0	55.7	34.1	12.4	7.4	4.1	3.1	8.6	4.7	0.5	3.0
単位組織組合	100.0	57.8	34.5	13.1	9.3	5.4	2.4	10.0	0.1	0.2	3.2
支部等の単位別組合	100.0	54.0	33.8	11.8	5.8	2.9	3.7	7.5	8.6	0.7	2.9
連合別組合	100.0	51.8	39.5	12.3	6.1	3.5	6.1	9.6	6.1	2.6	6.1
本部組合	100.0	58.5	42.4	14.4	6.8	5.8	5.4	9.1	-	0.7	1.2
平成29年調査計	100.0	53.7	38.5	11.7	8.3	4.5	2.8	8.9	3.4	1.1	3.9

注：過去3年間とは、平成29年7月1日から令和2年6月30日までをいう。

1) 労働争議がなかった理由「不明」を含む。

(3) 争議行為開始の際の状況【本部組合及び単位労働組合】

争議行為開始の際の状況についてみると、争議行為開始の際の使用者側に対する予告について「取り決めている」49.7%（平成27年調査64.5%）、「取り決めている」49.0%（同34.6%）となっている。

また、「取り決めている」労働組合について予告方法をみると、「文書」93.1%（同86.5%）、「口頭」6.0%（同10.4%）となっている。（第10表）

第10表 争議行為開始の際の使用者側に対する予告についての取決めの有無、予告方法別割合
（本部組合及び単位労働組合）

(単位：%) 令和2年

区 分	計 1)	争議行為開始の際の使用者側に対する予告について取り決めている 2)	予告方法		争議行為開始の際の使用者側に対する予告について取り決めている
			文書	口頭	
本部組合及び単位労働組合計	100.0	49.7 (100.0)	(93.1)	(6.0)	49.0
＜ 企 業 規 模 ＞					
5,000 人 以 上	100.0	62.8 (100.0)	(89.2)	(9.2)	36.4
1,000 ～ 4,999 人	100.0	56.7 (100.0)	(95.1)	(4.2)	41.5
500 ～ 999 人	100.0	49.8 (100.0)	(94.7)	(3.7)	49.8
300 ～ 499 人	100.0	48.4 (100.0)	(95.9)	(3.9)	51.6
100 ～ 299 人	100.0	36.5 (100.0)	(94.8)	(5.2)	60.8
30 ～ 99 人	100.0	40.7 (100.0)	(90.9)	(8.4)	59.0
＜ 労 働 組 合 の 種 類 ＞					
単 位 労 働 組 合	100.0	49.0 (100.0)	(92.8)	(6.3)	49.6
単 位 組 織 組 合	100.0	40.8 (100.0)	(96.5)	(3.1)	59.0
支 部 等 の 単 位 扱 組 合	100.0	56.0 (100.0)	(90.5)	(8.3)	41.8
本 部 組 合	100.0	62.2 (100.0)	(97.6)	(1.9)	37.1
平 成 27 年 調 査 計	100.0	64.5 (100.0)	(86.5)	(10.4)	34.6

注：（ ）内は、争議行為開始の際の使用者側に対する予告について取り決めている労働組合に対する割合である。

1) 争議行為開始の際の使用者側に対する予告についての取決めの有無「不明」を含む。

2) 予告方法の種類「不明」を含む。

(4) 争議行為開始の際の予告期間【本部組合及び単位労働組合】

争議行為開始の際の使用者側に対する予告について取り決めている労働組合における予告期間をみると、「24時間を超え48時間以内」27.4%（平成27年調査21.1%）が最も多く、次いで「期間の定めはない」26.4%（同27.7%）、「24時間以内」13.0%（同10.7%）などとなっている（第11表）。

第11表 争議行為開始の際の予告期間別割合（本部組合及び単位労働組合）

(単位：%) 令和2年

区 分	争議行為開始の際の使用者側に対する予告について取り決めている計	予告期間							不明
		24時間以内	24時間を超え48時間以内	2日を超え3日以内	3日を超え7日以内	7日を超え10日以内	10日超	期間の定めはない	
本部組合及び単位労働組合計	100.0	13.0	27.4	12.2	8.4	4.9	5.6	26.4	2.1
＜ 企 業 規 模 ＞									
5,000 人 以 上	100.0	12.5	28.1	10.9	6.3	9.6	9.6	21.1	1.8
1,000 ～ 4,999 人	100.0	18.2	31.2	12.9	8.7	3.1	4.7	18.8	2.4
500 ～ 999 人	100.0	12.5	32.1	9.1	6.7	3.5	4.0	31.6	0.4
300 ～ 499 人	100.0	19.7	23.5	13.5	12.6	2.5	0.1	20.0	8.1
100 ～ 299 人	100.0	9.6	23.2	6.8	11.5	4.4	7.7	36.9	0.0
30 ～ 99 人	100.0	0.4	22.0	25.5	5.3	1.4	1.5	43.2	0.7
＜ 労 働 組 合 の 種 類 ＞									
単 位 労 働 組 合	100.0	13.2	27.3	11.4	8.4	4.9	6.0	26.8	2.1
単 位 組 織 組 合	100.0	12.1	25.2	11.8	10.1	3.0	4.3	32.4	1.2
支 部 等 の 単 位 扱 組 合	100.0	13.9	28.5	11.1	7.4	6.0	7.0	23.4	2.6
本 部 組 合	100.0	10.5	29.2	24.4	7.9	4.9	1.1	20.7	1.4
平 成 27 年 調 査 計	100.0	10.7	21.1	10.0	10.9	3.7	4.7	27.7	11.0

6 今後における労使間の諸問題の解決手段

労使間の諸問題を解決するために今後最も重視する手段をみると、「団体交渉」50.7%（平成29年調査38.4%）が最も高く、次いで「労使協議機関」44.9%（同56.2%）、「苦情処理機関」0.9%（同1.2%）、「争議行為」0.9%（同0.4%）となっている（第12表）。

第12表 労使間の諸問題を解決するために今後最も重視する手段別割合

（単位：％）令和2年

区 分	計 1)	争議行為	団体交渉	労使協議機関	苦情処理機関	その他
計	100.0	0.9	50.7	44.9	0.9	2.0
< 企 業 規 模 >						
5,000 人 以 上	100.0	0.5	39.7	52.5	2.0	4.1
1,000 ～ 4,999 人	100.0	0.1	46.2	51.1	0.5	1.1
500 ～ 999 人	100.0	-	50.9	47.8	1.0	0.3
300 ～ 499 人	100.0	3.3	51.1	45.2	0.2	0.1
100 ～ 299 人	100.0	1.1	54.8	41.3	0.9	1.9
30 ～ 99 人	100.0	1.5	70.6	23.0	0.4	3.4
< 労 働 組 合 の 種 類 >						
単 位 労 働 組 合	100.0	0.9	51.3	44.2	0.9	2.1
単 位 組 織 組 合	100.0	1.8	55.2	40.3	0.5	1.9
支 部 等 の 単 位 扱 組 合	100.0	0.2	48.0	47.4	1.2	2.2
連 合 扱 組 合	100.0	-	47.9	46.2	1.7	3.4
本 部 組 合	100.0	0.4	40.9	56.9	0.4	0.7
平 成 29 年 調 査 計	100.0	0.4	38.4	56.2	1.2	2.8

注：1) 最も重視する手段「不明」を含む。

7 労働協約に関する状況

(1) 労働協約の締結の有無

労働組合と使用者（又は使用者団体）の間で締結される労働協約の締結状況をみると、労働協約を「締結している」93.1%（平成29年調査94.8%）、「締結していない」6.8%（同4.6%）となっている（第13表）。

第13表 労働協約の締結の有無別割合

（単位：％）

区 分	計	労働協約を締結している			労働協約を締結していない		
		令和2年	平成29年	前回差 (ポイント)	令和2年	平成29年	前回差 (ポイント)
計	100.0	93.1	94.8	(- 1.7)	6.8	4.6	(2.2)
< 企業規模 >							
5,000人以上	100.0	98.9	98.3	(0.6)	1.1	1.6	(- 0.5)
1,000～4,999人	100.0	97.1	95.8	(1.3)	2.7	4.0	(- 1.3)
500～999人	100.0	93.3	97.7	(- 4.4)	6.7	2.3	(4.4)
300～499人	100.0	90.5	94.0	(- 3.5)	9.5	6.0	(3.5)
100～299人	100.0	89.9	93.9	(- 4.0)	10.1	6.0	(4.1)
30～99人	100.0	83.6	86.5	(- 2.9)	16.4	9.7	(6.7)
< 労働組合の種類 >							
単位労働組合	100.0	92.9	94.7	(- 1.8)	7.1	4.7	(2.4)
単位組織組合	100.0	87.9	90.8	(- 2.9)	12.1	8.0	(4.1)
支部等の単位抜組合	100.0	97.1	97.8	(- 0.7)	2.8	2.0	(0.8)
連合抜組合	100.0	100.0	96.6	(3.4)	-	3.4	(-)
本部組合	100.0	94.8	95.1	(- 0.3)	5.2	4.7	(0.5)

注：前回差を計算する際に、統計表の数字に「-」が含まれている場合は「-」と表章した。

1) 労働協約の締結の有無「不明」を含む。

(2) 企業組織の再編・事業部門の縮小等における労働協約の承継に関する状況

【本部組合及び単位組織組合】

過去3年間に労働組合員が所属する事業所において「企業組織の再編・事業部門の縮小等が実施された」労働組合は24.0%（平成29年調査27.4%）となっており、そのうち、労働協約の承継についての労使間での話し合いの状況をみると「話し合いが持たれた」54.9%（同61.6%）、「話し合いが持たれなかった」32.8%（同32.3%）、「労働協約はない」10.6%（同3.6%）となっている。

また、「話し合いが持たれた」と回答した労働組合についてその内容（複数回答）をみると、労働協約の「労働条件その他労働者の待遇を定める規範的部分について持たれた」96.0%（同98.9%）、労働協約の「債務的部分（規範的部分以外の部分）について持たれた」22.3%（同9.9%）となっている。（第14表）

第14表 過去3年間の企業組織の再編・事業部門の縮小等における労働協約の承継についての話し合いの状況別割合（本部組合及び単位組織組合）

（単位：％）令和2年

区 分	計	企業組織の再編・事業部門の縮小等が実施された	労働協約の承継についての話し合い状況					労働協約はない	企業組織の再編・事業部門の縮小等が実施されなかった
			話し合いが持たれた	話し合いの内容（複数回答）		話し合いが持たれなかった			
				労働条件その他労働者の待遇を定める規範的部分について持たれた	債務的部分（規範的部分以外の部分）について持たれた				
本部組合及び単位組織組合 計	100.0	24.0 (100.0)	(54.9)	[100.0]	[96.0]	[22.3]	(32.8)	(10.6)	75.4
< 企業規模 >									
5,000人以上	100.0	38.9 (100.0)	(69.7)	[100.0]	[97.9]	[44.6]	(29.9)	(0.4)	61.1
1,000～4,999人	100.0	29.6 (100.0)	(66.7)	[100.0]	[96.8]	[16.5]	(25.7)	(6.5)	69.4
500～999人	100.0	26.1 (100.0)	(39.6)	[100.0]	[100.0]	[13.7]	(41.8)	(16.9)	73.6
300～499人	100.0	33.0 (100.0)	(60.4)	[100.0]	[100.0]	[21.6]	(33.9)	(5.2)	65.2
100～299人	100.0	21.9 (100.0)	(48.8)	[100.0]	[97.4]	[15.3]	(33.4)	(14.9)	77.7
30～99人	100.0	9.7 (100.0)	(46.1)	[100.0]	[61.3]	[58.0]	(33.4)	(18.2)	89.9
< 労働組合員数規模 >									
5,000人以上	100.0	37.0 (100.0)	(80.7)	[100.0]	[96.2]	[44.3]	(17.9)	(1.3)	63.0
1,000～4,999人	100.0	32.9 (100.0)	(63.4)	[100.0]	[94.4]	[29.3]	(33.3)	(3.3)	66.6
500～999人	100.0	34.4 (100.0)	(66.9)	[100.0]	[100.0]	[8.7]	(28.9)	(3.4)	63.7
300～499人	100.0	31.0 (100.0)	(43.5)	[100.0]	[97.4]	[23.9]	(49.8)	(4.5)	68.8
100～299人	100.0	24.2 (100.0)	(55.4)	[100.0]	[100.0]	[19.4]	(37.8)	(6.8)	74.9
30～99人	100.0	19.0 (100.0)	(50.4)	[100.0]	[90.8]	[25.3]	(25.6)	(20.4)	80.5
< 労働組合の種類 >									
本部組合	100.0	33.0 (100.0)	(52.3)	[100.0]	[96.2]	[26.9]	(40.7)	(5.9)	65.7
単位組織組合	100.0	22.8 (100.0)	(55.4)	[100.0]	[96.0]	[21.5]	(31.4)	(11.5)	76.6
平成29年調査計	100.0	27.4 (100.0)	(61.6)	[100.0]	[98.9]	[9.9]	(32.3)	(3.6)	64.4

注：過去3年間とは、平成29年7月1日から令和2年6月30日までをいう。

() 内は、本部組合及び単位組織組合のうち、企業組織の再編・事業部門の縮小等が実施された労働組合に対する割合である。

[] 内は、本部組合及び単位組織組合のうち、労働協約の承継についての話し合いが持たれた労働組合に対する割合である。

1) 企業組織の再編・事業部門の縮小等の実施の有無「不明」を含む。

2) 労働協約の承継についての話し合いの有無「不明」を含む。